

日本証券業協会の自主規制規則 等について

平成21年12月2日

自主規制規則のあり方に関する検討懇談会

日本証券業協会

1. 金融商品取引業協会の目的(金商法)

〔金融商品取引法〕

(認可協会の目的)

第67条

認可金融商品取引業協会は、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

【参考】

(日本証券業協会 定款)

(目的)

第6条

本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業者の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

2. 金商法が求める金融商品取引業協会の機能(自主規制機能)

自主規制規則の制定・改廃

協会員調査(監査)

協会員に対する処分

投資者からの苦情の解決及びあっせん

協会員に対する研修

外務員登録及び監督

(参考)金融商品取引業協会(金商法第4章第1節)

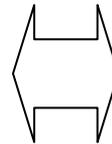
項 目	定款の必要的記載事項(概要)
自主規制規則の制定・改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・規則の作成に関する事項(67条の8 10) ・詐欺行為、相場操縦行為、不当な手数料等の徴収その他協会の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨(68条) ・協会員に、法令及び協会の定款その他の規則(以下「協会規則」という。)を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会規則に違反する行為を防止して、投資者の信頼を確保することに努める旨(68条) ・協会の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項(67条の8 12)
協会員調査(監査)	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の法令、行政官庁の処分、協会規則等又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項(67条の8 14)
協会員に対する処分	<ul style="list-style-type: none"> ・協会員が、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨(金商法第68条の2)
投資者からの苦情の解決及びあっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の業務に対する投資者からの苦情の解決及びあっせんに関する事項(67条の8 十一)
協会員に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の役員及び使用人の資質の向上に関する事項(67条の8 九)
外務員の登録及び監督	<ul style="list-style-type: none"> ・外務員の登録に関する事項(64条の7)

(参考)「認可金融商品取引業協会」と「認定金融商品取引業協会」との違い

認可金融商品取引業協会

(日本証券業協会)

設立には内閣総理大臣の「認可」が必要である。
店頭売買有価証券市場を開設することができる。



認定金融商品取引業協会

(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会、
(社)金融先物取引業協会、(社)日本商品投資販売業協会

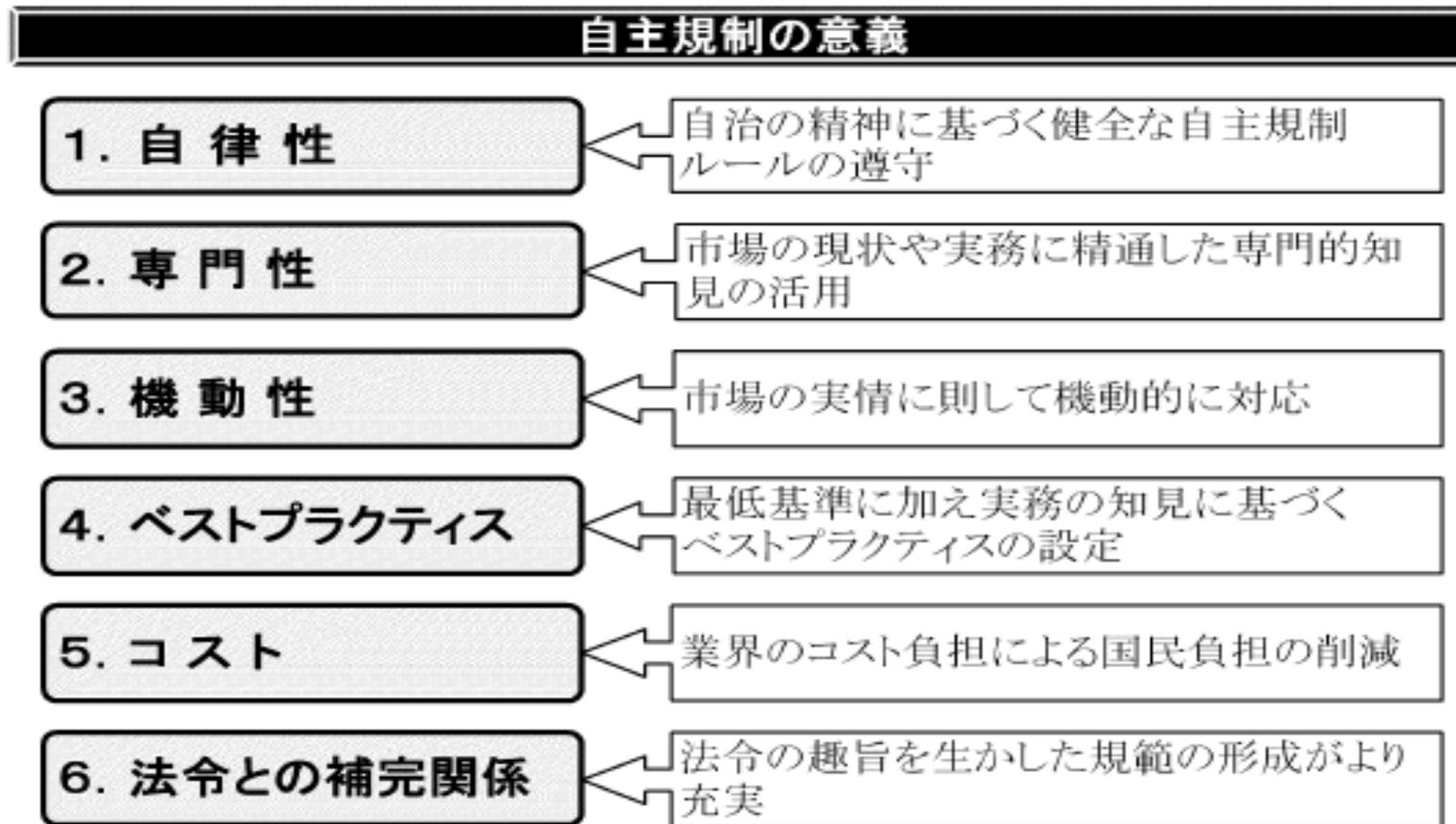
設立後に内閣総理大臣からの「認定」を受ける必要がある。
店頭売買有価証券市場を開設することができない。

(共通する自主規制機能)

- ・規則の制定
- ・法令・自主規制機関の定める規則等についての会員等の遵守状況の調査
- ・法令・自主規制機関の定める規則への違反等があった会員への制裁
- ・会員の業務に関する苦情の解決
- ・会員の行う取引に関する争いについてのあっせん
- ・行政庁から委任を受けた場合の外務員登録事務

3. 自主規制の意義

金融商品取引業協会懇談会 中間論点整理「金融商品取引業協会のあり方について」(平成19年6月)



(参考) 金融商品取引業協会懇談会 中間論点整理「金融商品取引業協会のあり方について」(平成19年6月)

【自主規制の意義・役割】

自律性

自主規制は自ら策定したルールによって自らを律することであるため、自治の精神に基づく健全な遵守に繋がる。また、会員は、策定プロセスへの参加を通じ、ルールの趣旨・目的について深い理解を得られる。

専門性

専門的かつ技術的な金融取引を適切に規制するためには、法令のみで行うことには限界があり、市場の現状や実務に精通した業者が専門的知見を活用し、自ら規律を策定することが有効である。

機動性

刻々と変化する市場の実情に即応してルールの改変や解釈を機動的に行うには、政府機関よりも、より機動性・柔軟性のある自主規制機関が適している。

ベストプラクティス

行政処分等に結びつく公的規制は、利用者保護等のための必要最低限の基準となるが、自主規制機関は具体的なルールとともに原則(プリンシプル)を定めるなど、柔軟かつ重層的なベストプラクティスの設定が可能である。

コスト

適切な規制は利用者からの信頼や市場の公正を高め、結果として業者にとっての利益にも繋がるため、受益者負担の考え方も踏まえ、業界がコストを負担することで国民負担の削減に資する。

法令との補完関係

自主規制機関が法令の趣旨や精神を具体化するルールや原則の具体的な適用に係るガイダンスを提供できれば、法令による規制は基本原則の提示の面に重点を置くことが可能になり、法令の趣旨を生かした規範の形成がより充実する。



自主規制機関は、自律性、専門性、機動性等の特性を活かしつつ当局による監督を補完する規範を設けることで、同法の趣旨を実現していく役割を担っている。

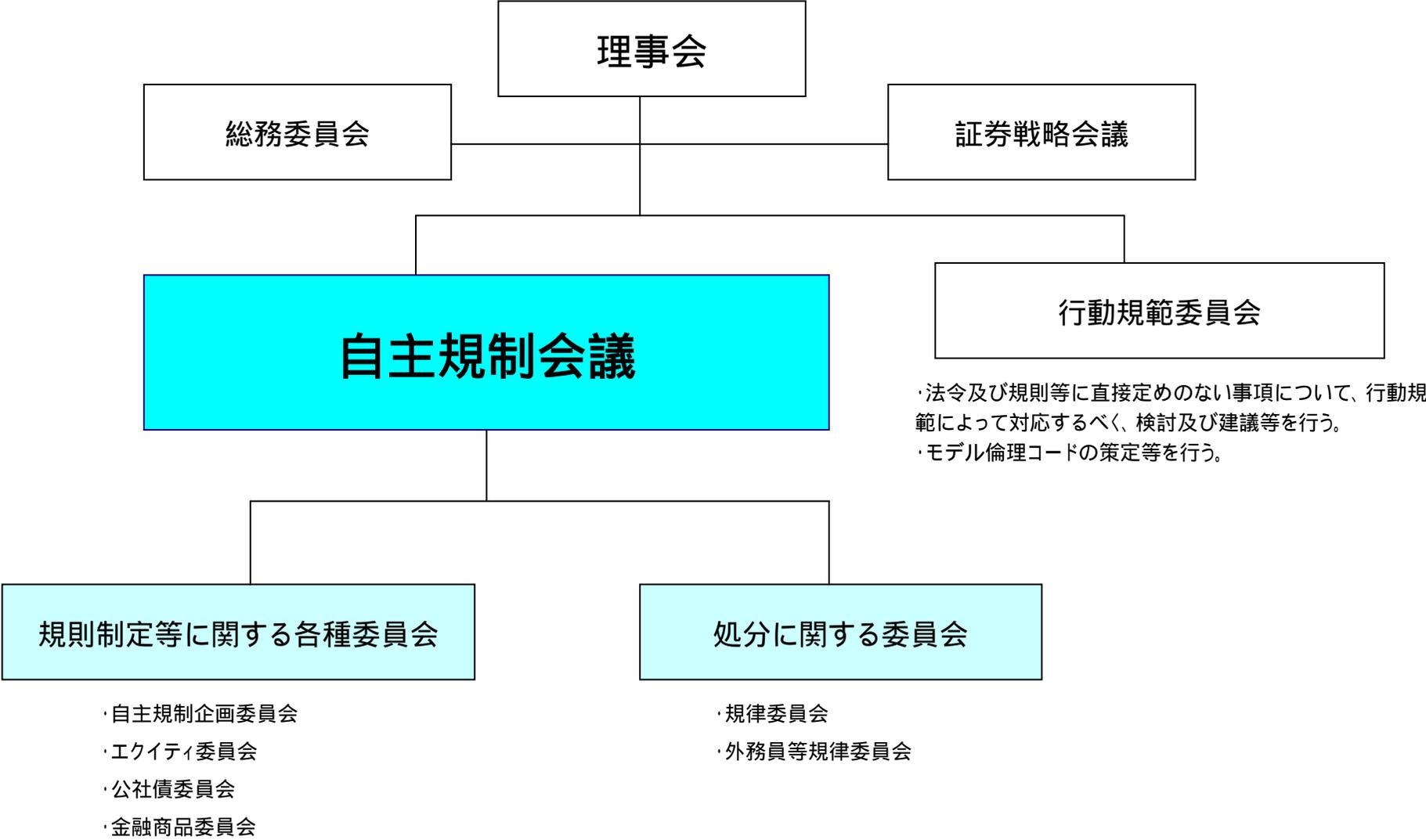
そのため、自主規制機関は、「業界の利益」に直結するものに視点を絞るのではなく、「利用者の視点」に立ってその範囲、役割、及び機能の拡充・強化を進め、それが我が国金融・資本市場全体の信頼性の向上に結びつき、結果的に業界の利益にも寄与するという、望ましいサイクルを実現することが重要。

(参考)金融商品取引業協会の所掌

金融商品取引業		自主規制機能		規則 制定	会員 調査	指導 勧告	会員 制裁	苦情解決 あつせん	業界団体 機能
第一種	有価証券関連業								
	店頭デリバティブ	金利スワップ等							
		金融先物取引							
第二種	市場デリバティブ	金融先物取引							
		金利スワップ等							
	集団投資スキーム 自己募集業								
	みなし有証関連業	信託受益権販売業							
商品投資販売業									
投資運用	投資信託委託業								
	集団投資スキーム 自己運用業								
	投資一任業								
助言	投資助言業								
	投資顧問・一任契約の代理・媒介業								

= 日本証券業協会
 = 金融先物取引業協会
 = 投資信託協会
 = 日本商品投資販売業協会
 = 日本証券投資顧問業協会

4. 日本証券業協会の主な機関



5. 自主規制規則一覧

黒:昭和に制定。緑:平成元年～9年に制定。青:平成10年以降に制定。

〔協会員における顧客管理、内部管理等〕

- 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則(昭50.2)
- 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則(平18.4)
- 不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則(平17.11)
- 協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則(平18.12)
- 協会員における注文管理体制の整備に関する規則(平18.4)
- 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則(昭49.11)
- 会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則(平13.11)
- 協会の内部管理責任者等に関する規則(平4.3)
- 事故の確認申請、審査等に関する規則(平3.12)
- 有価証券関連業経理の統一に関する規則(昭49.11)
- 書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則(平13.3)
- 金融商品仲介業者に関する規則(平16.3)
- 偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則(平18.2)
- 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則(平19.9)

〔従業員、外務員関係〕

- 協会の従業員に関する規則(昭49.11)
- 協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則(平20.10)
- 協会の外務員の資格、登録等に関する規則(平4.7)
- 外務員等資格試験に関する規則(平19.9)

〔広告関係〕

- 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則(昭49.11)
- アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則(平14.1)

〔個人情報関係〕

- 個人情報の保護に関する指針(平17.2)
- 協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則(平17.3)
- 個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則(平17.3)

〔株式関係〕

- 店頭有価証券に関する規則(平17.3)
- グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則(平13.1)
- 上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則(平10.11)
- 引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引に関する規則(平15.3)
- 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則(平7.9)
- 株券等の貸借取引の取扱いに関する規則(平10.11)
- 有価証券の引受け等に関する規則(平4.5)
- 株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則(平9.8)
- 会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則(平19.5)

〔債券関係〕

- 公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則(昭51.12)
- 個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則(平15.2)
- 国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則(平10.6)
- 選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則(平元.4)
- 債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則(平4.7)
- 債券等の着地取引の取扱いに関する規則(平4.7)
- 債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則(平4.7)

〔外国商品・取引関係〕

- 外国証券の取引に関する規則(昭48.12)
- 海外証券先物取引等に関する規則(平元.6)

〔証券化商品関係〕

- 証券化商品の販売等に関する規則(平21.3)

〔倫理コード関係〕

- 協会における倫理コードの保有及び遵守に関する規則(平19.9)

6. 日本証券業協会の規則等の体系

定款

本協会は、業務を円滑に行うため、「自主規制規則」、「統一慣習規則」、「紛争処理規則」、「協会運営規則」その他の規則を定めることができる(8条)。

自主規制規則

(規則数43、細則数7)

統一慣習規則

(規則数4)

紛争処理規則

(規則数2)

- ・規則に関するガイドライン
- ・規則に関するQ & A
- ・コンプライアンスレター
- ・社内規程モデル・約款モデル
- ・営業ルール照会制度による照会事項及び回答
- ・その他協会員への通知文書

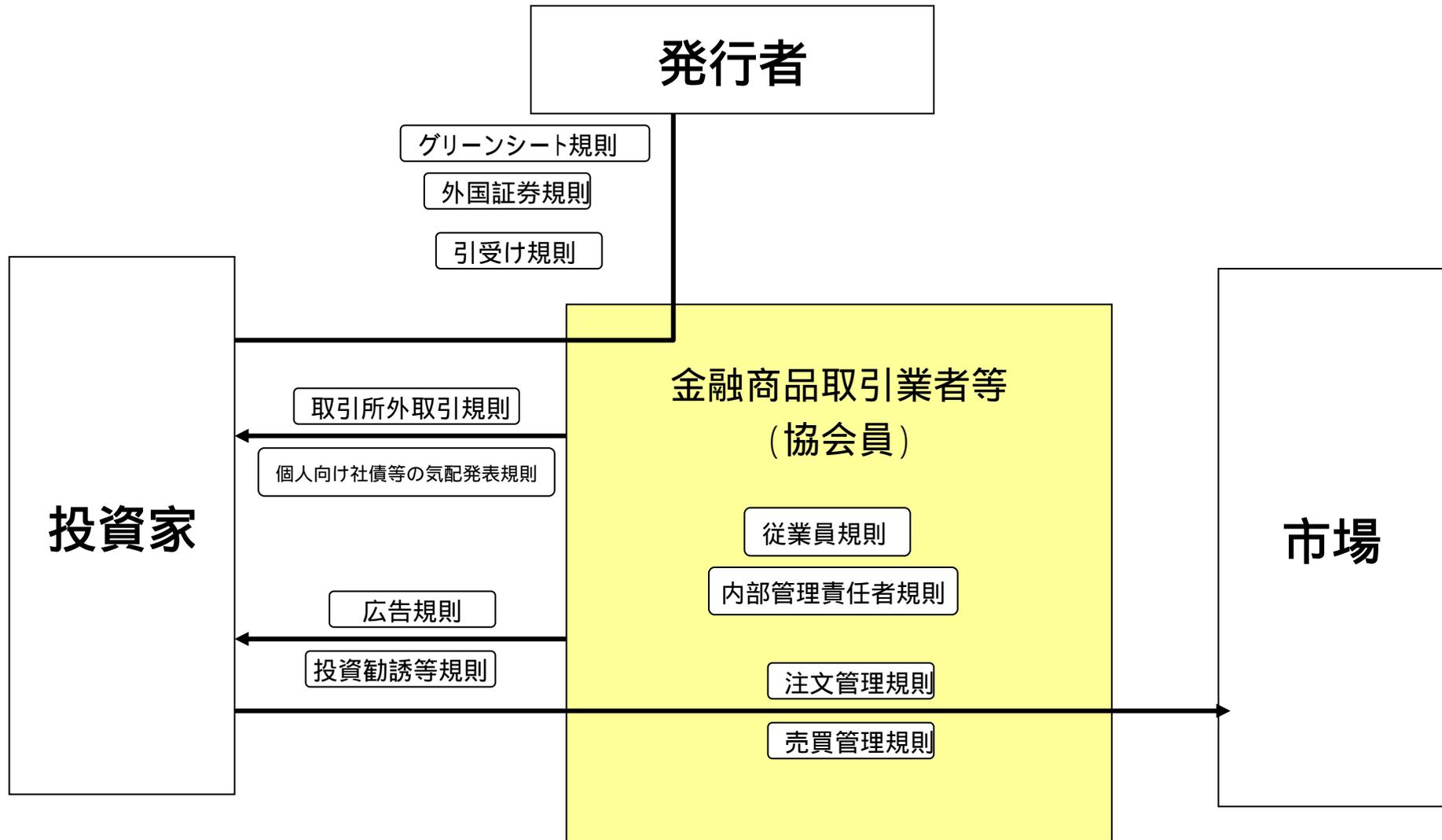
法令

(金融商品取引法等)

- ・法令解釈Q & A
- ・法令関係コンプライアンスレター
- ・社内規程モデル・約款モデル
- ・その他協会員への通知文書

このほか、協会運営規則、理事会決議。

7. 自主規制規則の適用関係



具体例(広告規制)

< 法令(金融商品取引法等) >

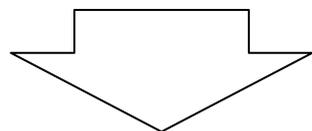
・第37条(広告等の規制)

多数の者に同様の内容で行う情報提供を幅広く対象化。

(例) 広告、郵便、FAX、電子メール、ビラ・パンフレット配布など。

表示方法: 「リスクがある旨」などについて、大きな字で明瞭・正確な表示を義務付け。

表示事項: 手数料情報、リスク情報、その他顧客の不利益となる事実などの表示を義務付け。



協会においてガイドライン・Q&Aを作成

金融商品取引法における広告等規制について

< 協会規則 >

・「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等

広告審査担当者による広告審査を義務付け。
広告審査担当者に資格要件を義務付け。
従業員限りの広告(未審査広告)の禁止。

< 規則に関するガイドライン、社内規程モデル等 >

広告等に関する指針
(広告等の審査における指針(マニュアル))
社内規程モデル

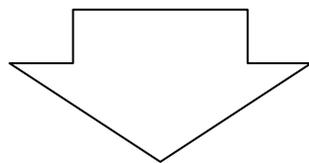
具体例(引受け規則)

< 協会規則 >

・有価証券の引受け等に関する規則・細則

(平成4年)

引受関係自主ルールを協会の自主規制規則化
適正な引受け、引受審査の充実、利益配分
ルールの遵守など規則化



(平成18年)

引受審査項目・内容の見直し
引受体制の整備
引受審査プロセスの適正化・効率化
引受審査項目の拡充

< 規則に関するガイドライン、 社内規程モデル等 >

規則に関するQ&A
社内規程モデル
各種雛形

新興企業向け市場等に上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題がある事例が発生。

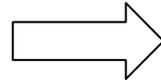
元引受け業務を行う証券会社が増加する中、証券会社の引受審査能力に格差(バラつき)が発生。

8. 規則の制定の背景

主な類型

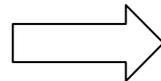
新設した規則の例

ATC
(アヘッド・オブ・ザ・カーブ)
(先取りのな発見と迅速な対応)



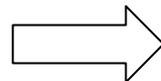
・証券CFD取引に係る規則を検討中

誤発注
(平17.12)



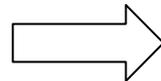
・協会員における注文管理体制の整備に関する規則
(平18.4)

ライブドア事件
(平18.1)



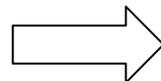
・信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱い規則(平18.4)

証券会社元社員による
インサイダー事件
(平20.4)



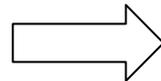
・協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則(平20.10)

行政から要請・審議会答申



・株券等の貸借取引の取扱いに関する規則(平10.11)
・個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則
(平15.2) 等

法令の新設・改廃



・個人情報の保護に関する指針(平17.2) 等

9. 規則への「プリンシプル条項」の導入

平成20年7月 アーバンコーポレイションが発行した転換社債に起因する事案

BNPパリバ証券会社は、資金繰り等の理由で資本市場からの資金調達を必要としている上場企業(アーバンコーポレイション)に対し、投資家の投資判断において重要度が高い情報(スワップ契約)を非開示とするよう当支店側(営業担当者)から働きかけ、スワップ契約の非開示が市場の透明性と公正性をいかに損なうかについての認識が欠如し、かつ、当支店の内部管理が十全に機能しなかったため、重要な情報が非開示とされた案件に関連する取引が実行され、当支店が収益を上げた事案。



平成21年2月 「行動規範委員会小委員会」報告書

- ・本件は、投資者保護、市場の透明性・公正性を確保するために制定された協会規則の趣旨に基づく対応がなされなかった事案。
- ・将来発生する事案を予めすべて予見して、法令や規則等で手当てしておくことは困難。証券会社においては、法令や規則にそのような制度的又は性質的な限界があることについての基本認識を持った上で、法令や規則に具体的な定めがないとしても、行動規範あるいは証券会社の責務に照らして、対応すべき。
- ・プライマリー業務は、直接の顧客である発行会社のみならず幅広く市場全体に大きな影響を与える分野であり、規則等のあり方についての検討が行われることを望む。

平21年7月 MSCB等規則改正(プリンシプル条項を追加)

将来の新たな商品スキームを予見することは困難であることから、MSCB等の定義に該当しない場合でも、一定の要件を満たしMSCB等と同等な効果が生じる場合には本規則を適用することとし、不適切な資金調達スキームを幅広く排除(牽制)するための規定を新設することとした。

10. プリンシプル・ベースとルール・ベース

「証券会社の倫理コードに関する研究会」報告書(平成19年4月)

金融商品取引法においては、従来証券取引法で「総則」に規定されていた誠実公正義務が「業務」の節に移行しているなど、金融商品取引業者の誠実・公正を確保するためのより具体的な取組みが期待されていることに留意すべきである。いまわが国の証券界には、こうした法の趣旨や精神を具体化していく努力が求められているとすることができる。この点に関連して、いわゆるプリンシプル・ベースでの対応を行うということが考えられる。一般に、ルール・ベースの対応は、業者にとっての予見可能性の向上と対応の恣意性の排除という利点があり、プリンシプル・ベースの対応は、業者の自主的な取組みの促進と経営の自由度の確保という利点があるといわれている。最近では、こうしたルール・ベースの対応とプリンシプル・ベースの対応は、二者択一ではなく相互補完的であるといわれている。したがって、協会がプリンシプル・ベースによる対応を行うことは、既存のルール・ベースの自主規制機能を補完するものであって、わが国資本市場への信頼性のさらなる向上のために意義のあることであると考えられる。このような観点からは、各社が保有するいわば高次とでもいべき倫理コードを基に具体的事例を示したいわばプリンシプル・ベースの行動規範(いわゆるベスト・プラクティス)を協会において定めることが考えられる。なお、この場合、ルール・ベースの対応と二重になったり過度になったりすることのないよう配慮する必要があることはいうまでもない。また、このような新たな取組みは、証券界として守るべき原理原則を協会のレベルで規範化するものであるため、対象とする範囲は法令や既存の自主規制規則よりも広範となる。そして、倫理コードをもって防止できないような問題が生じた場合、協会は、従来型のルール・ベースだけでなく、こうしたプリンシプル・ベースによっても対処し、さらに必要があれば法令や自主規制規則の整備を求めるということになる。こうしたプリンシプル・ベースの行動規範を作成する際の項目としては、上記のように、誠実公正義務が遵守され、また、法の趣旨や精神が実現されるために実効性のあるものとする必要がある。その際、「正直者が損をする」という不公平感が生じないよう、できるかぎり具体的かつ明確なものであることが望ましいが、一方で、あまりに詳細な項目を求めると抜け穴的存在が起きる可能性があること、また、既存のルール等とのダブル・スタンダードを避ける必要があること等を踏まえることが適当である。

金融サービス業におけるプリンシプルについて(金融庁)(平成20年4月)

プリンシプルとは、法令等個別ルールの基礎にあり、各金融機関等が業務を行う際、また当局が行政を行うにあたって、尊重すべき主要な行動規範・行動原則と考えられる。また、プリンシプルベースの監督とは、上記のようなプリンシプルに沿って、各金融機関等がより良い経営に向け自主的な取組みを行っていくことに重点を置いていく監督の枠組みである。

今後の検討の進め方について（ディスカッション・ペーパー）

（平 21 . 12 . 2）

今後、例えば下記の項目についてご意見をいただきながら、日証協の望ましい自主規制規則等のあり方について基本理念を整理いただくこととしてはどうか。

項 目	ご検討いただく内容案（ご意見をいただくためのタタキ台）
1．自主規制の役割・目的等について ・自主規制の意義・役割	<p>自主規制の意義・役割について、考え方を整理することとしてはどうか。</p> <p>（注）平成 19 年 6 月の金融商品取引業協会懇談会中間報告書において、6 項目に整理されている。</p> <p>日証協の自主規制の意義・役割を整理するに当たっては、例えば米国の SEC と FINRA との関係等も調査の上、法令と自主規制規則との関係や行政と自主規制機関との関係についても、考え方を整理することとしてはどうか。</p> <p>日証協の自主規制の意義・役割を整理するに当たっては、証券取引所の自主規制機能や他の金融商品取引業協会との関係についても、考え方を整理することとしてはどうか。</p>
2．自主規制規則等について (1)日証協の自主規制規則等の意義	<p>自主規制規則等の意義・役割を整理し、どのような場合に自主規制規則（規定）を制定（改廃）するかにつき、予め考え方（基本理念）を整理することとしてはどうか。</p>

項 目	ご検討いただく内容案（ご意見をいただくためのタタキ台）
(2)独禁法との関係	<p>独禁法上、自主規制規則で規定できる範囲に限定があるかにつき、考え方を整理することとしてはどうか。</p>
(3)自主規制規則等の「目線」	<p>登録制の下で、有価証券関連業を行うすべての第一種金商業者が日証協に会員として加入している。また、多様な業態の登録金融機関も特別会員として加入している（銀行・保険・外国銀行の加入率は95%）。</p> <p>協会員の業容・取扱業務・業務の手法が多様化している中、自主規制規則の水準はどうあるべきか、考え方を整理することとしてはどうか。</p> <p>例えば、次のような意見もある。</p> <p>最近における協会の自主規制規則は、証券市場・協会員に対する信用を失墜するような事案が発生した後、類似事案の再発防止のため、一律に協会員に対して体制整備等を求めるために制定されることが多いのではないか。</p> <p>協会員の業容・業務の形態等が多様化している中、自主規制規則の規制に服する負担に比べ、投資者保護・市場の公正性確保等の観点で享受できる便益が少ない規則もあるのではないか。</p> <p>協会員に対して一律に対応を求める規定については、各規則を精査し、柔軟化（簡素化）につき検討してはどうか。</p> <p>（例えば、規則自体では投資者保護・市場の公正性確保のために必要最低限（ミニマム・スタンダード）のものを定め、別途、ガイドライン等で、業務の手法や業容等</p>

項 目	ご検討いただく内容案（ご意見をいただくためのタタキ台）
	<p>に応じて木目細かくベストプラクティスを提示する 等）</p> <p>これまで、日証協の自主規制規則は、比較的業容の大きい協会の目線で検討していたため、比較的、協会に求める水準が高く、業界全体のコンプライアンスの質の向上・信頼性のレベルアップに繋がってきているのではないかと。</p> <p>仮に のような点につき検討するとしても、協会全体や市場に対する信頼を確保するため、自主規制規則は必要最低限の水準ではなく、その水準を超えて、「ある程度」の水準は確保する必要はあるのではないかと。</p>
(4) プリンシプル・ベースを踏まえた自主規制規則等について	<p>プリンシプル・ベースを踏まえた自主規制規則等のあり方について、英米の規制の実情（英国 F S A、米国 F I N R A）について調査・研究を行いながら、考え方を整理してはどうか。</p>
(5) コスト・ベネフィットに配慮した自主規制規則等について	<p>コスト・ベネフィットに配慮した自主規制規則等のあり方について、「(3) 自主規制規則等の目線」で整理した考え方も踏まえ、考え方を整理してはどうか。</p> <p>なお、英国 F S A によるコスト・ベネフィット分析や金融庁における規制の事前評価制度（R I A）等についても調査・研究を行ってはどうか。</p>
(6) 規則等の定期的な見直しシステム	<p>自主規制規則及び各種ガイドライン等について、策定後、定期的に見直しを行う仕組みを設けることにつき、考え方を整理することとしてはどうか。</p>

項 目	ご検討いただく内容案（ご意見をいただくためのタタキ台）
3 . その他	その他、日証協の自主規制機能に関して、検討する事項はあるか。

以 上

「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会」設置要綱

平成 21 年 9 月 15 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

プリンシプル・ベース及びコスト・ベネフィット等を踏まえた効果的かつ効率的な自主規制のあり方について検討を行い、本協会の自主規制規則等の抜本的な見直しを行うため、自主規制会議の下部機関として、標記懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 望ましい自主規制規則等のあり方について
プリンシプル・ベースを踏まえた自主規制規則等について
コスト・ベネフィットに配慮した自主規制規則等について
自主規制規則等の体系について
- (2) 基本理念を踏まえた自主規制規則等の抜本的見直し方針について
- (3) その他

3. 懇談会の構成及び運営

- (1) 懇談会は、協会の役員並びに有識者 15 名程度をもって構成する。
- (2) 懇談会に座長を置く。
- (3) 懇談会に座長代理を置くことができる。
- (4) 懇談会の座長、座長代理及び委員は、自主規制会議議長が委嘱する。
- (5) 懇談会には、座長の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (6) 懇談会は、その検討状況について、適宜、自主規制会議その他関係委員会に報告する。
- (7) 懇談会は、専門的観点から検討を行うため、座長の判断により、必要に応じ分科会を設置することができる。

4. 事務の所管

懇談会に関する庶務は、自主規制本部自主規制企画部が担当する。

以 上

検討事項（案）

1．望ましい自主規制規則等のあり方について（「基本理念」の整理）

- (1) 自主規制の役割・目的等についての整理・確認
- (2) プリンシプル・ベースを踏まえた自主規制規則等について
 - ・海外（英米等）の規制体系の調査
 - ・金融商品取引業等における「プリンシプル」について
 - ・日証協の自主規制規則等へのプリンシプル・ベースの導入について
- (3) コスト・ベネフィットに配慮した自主規制規則等について
 - ・英国及び我が国（金融庁等）の現状
 - ・自主規制規則等におけるコスト・ベネフィット分析アプローチについて
- (4) 上記議論を踏まえた望ましい自主規制規則等の体系に関する考え方
 - ・ミニマムスタンダードの設定について
 - ・木目細かいベストプラクティスの提示について
 - ・現行の規則等体系の見直しについて

2．「基本理念」を踏まえた自主規制規則等の抜本的見直し方針案の策定

- ・見直し方針・工程表（案）の策定

以 上